

# 令和元年度 第1回 松戸市地域自立支援協議会 議事録

日時：令和元年8月7日（水）

午後2時～4時

会場：松戸市役所7階大会議室

## 1. 開会

事務局より委員欠席状況報告（欠席：今成委員、古川委員、早坂委員）

## 2. 委嘱状交付

郡福祉長寿部長より、委員退任に伴い、後任の委員に委嘱状交付

任期：令和元年8月1日から令和2年7月31日まで（1年間）

## 3. 郡福祉長寿部長挨拶

## 4. 委員による自己紹介

## 5. 資料確認・議事進行確認

事務局より、会議と議事録の公開について、当会議は、松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としていること、今年度より個人情報等に十分留意した上で原則として松戸市ホームページでも閲覧できるようすることを報告。また、半数を超える委員が出席しており、条例第7条第2項により正式に成立していることを報告。

会の公開について、6名の傍聴の申出について報告。議長より入場許可。

## 6. 前協議会での保留事項（資料①）

議長：前回、荻野委員から卒業後の日中活動の場についてご意見をいただいていた主旨は、「今後の特別支援学校の卒業生の人数を考えると、生活介護の事業所が不足しているのではないかと。ただ、生活介護の事業所は人員配置や報酬面でハードルが高く、増やすのが難しい。そこで、松戸市独自で行える日中一時支援に重心、または医療的ケア児者の加算を作り、生活介護に代わる居場所の確保を行えないか」というもの。

このことについて、幹事会で議長、副議長、各部長、事務局を含め検討した結果、卒業生の人数や進路、事業所の受け入れ状況等の現状についてまずは事務局の方で確認することとなった。現状と今後の予定について、事務局から報告をお願いしたい。

事務局：卒業生の人数と事業所の受け入れ状況について、第5期松戸市障害福祉計画・第1期松戸市障害児福祉計画より抜粋すると、松戸特別支援学校の卒業生は平成30年度2人（※）、平成31年度10人（※）、令和2年度5人（※）の予定だが、市内で重症心身障害のある人を対象

とした生活介護事業所は4ヶ所、医療的ケアを必要としている人を対象とした生活介護事業所は3ヶ所であり、いずれもこれ以上受け入れが難しい現状にあるため、日中活動の場が不足している。(※市内在住の人数)

事業所が重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人を受け入れるにあたって、障壁となる要因を生活介護事業所にヒアリングした結果、大きく3点の課題が挙げられた。1つ目は、現時点で受け入れている利用者との兼ね合いである。自閉症や知的障害等により突発的な行動がある方と、医療的ケアが必要な方が同じ空間で過ごす場合、安全面から不安があること。2つ目は、看護師を雇うための人件費が高いということ。3つ目は、看護師を募集してもなかなか応募がなく、人材不足であること。人件費と人材不足については切り離せない問題だと思われるが、この対応策の一つとして、医療的ケアを要する在宅の障害児等の通所先の確保を促進するため、「松戸市重度障害児等通所事業所特別支援事業補助金」という制度がある。これは児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業を実施する事業所に対し、医療的ケアに従事する看護師の人件費について、1日あたり9,825円を上限に補助するもの。医療的ケア児事業所調査によれば、本補助金を知っている事業所は7%に留まっていた。

よって、今後の対応として、看護師を雇用する人件費の負担軽減を目的に、事業所に対して補助金の一層の周知を図っていく。

また、人材不足を解消するため、平成30年度からスタートした松戸市医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金、医師による巡回指導、スキルアップ研修を継続し、引き続き人材育成に努めていく。

医療的ケア児喀痰吸引等研修費補助金とは、医療職以外の職員が喀痰吸引等の医療的ケアを実施するためには、喀痰吸引等研修の修了が必須であることから、研修の費用を補助するものである。これにより、看護師だけでなく、痰の吸引等を行うことのできる障害福祉サービス事業所の職員の養成を図っている。

また、医師による巡回指導とは、医師が障害福祉サービス事業所や保育所(園)を巡回し、そこに勤務する看護師等に対し助言や指導に当たるものである。医師不在の場所に対応することについて、看護師が不安を感じているとの意見があったため、こうした不安を解消し安心して支援にあたることのできる環境を整えていく。

次に、スキルアップ研修は、相談支援専門員、看護師、保育所(園)職員、学校職員と広範を対象に研修を実施し、支援員等のネットワークの拡充、および、医療的ケア児に関する基本的な理解を深めている。これらの施策により、人材育成を進めていくほか、医療的ケア児の支援のための連携推進会議において、今後も体制整備を検討していく。

#### 《質疑応答》

小柴委員：この度、本校のことで議題に挙げていただきありがとうございます。市がしっかり数字を把握し、医ケアが必要な児童のための対応策を取る方向で議論が進んでいる点は素晴らしいと思う。卒業生の人数について、転居等により人数の変更はあるが令和2年度は6名、令和3年度は8名、翌年4名、10名、1名の予定。

今ある生活介護事業所には大変な努力をしていただき、本校の生徒を受け入れてもらいあり

がたく思っている。課題解決のためには補助金のより一層の周知と、事業所自体が医ケア児を受け入れる姿勢も必要となると思う。また、医師の巡回が肝だと考える。学校においても月約1回のペースで実施しており、看護師がどれだけ安心して支援にあたるかが変わってくる。医師の巡回という確実な仕組みが作れていければ素晴らしいと思う。

荻野委員：先日議長が事業所に見学に来ていただいた。その日は利用者2人、スタッフ5名という配置の中、アラームが頻繁に鳴る状況でとてもハードな1日だった。就学前の子を持つ保護者は、今後学校に向けて訪問か通学か、期待感もありながら生活を送っているが、小学校に入学し、呼吸器をつけている児童の保護者は卒業後はどうしよう、と不安を抱えている。今後その不安が解消されるようご協力願いたい。

道塚委員：現利用者との兼ね合いというのは切実な問題だと思うが、実際事業所ではどんな環境があれば不安が解消されるのか。

平山委員：自法人の松戸の事業所は肢体不自由の方が中心なのでこういった問題はあまり起きないと思う。看護師の人件費が一番の懸念。募集をかけても週1日のパート勤務の方がやっつである。質問だが、補助金の対象に生活介護が入っていない理由は、実施主体が社会福祉法人なので自身の経営努力に委ねられているという解釈でよろしいか。

事務局：今回は児の関係のご意見だったので、児の關係の部分をお話させていただいた。者がどうという意味で言ったわけではない。

平山委員：考えてくれる範囲にはあるか。また、知的障害を対象とした事業所はどうか。

議長：自法人の生活介護の場合、利用定員よりも契約数が多い。話が少し逸れるが、定員を遵守することで、これ以上の受け入れが難しくなるので、定員について柔軟な運用が認められないか、県の障害福祉事業課へ考え直してもらえるよう申し入れをしたところである。定員の件が解消されれば受け入れられる可能性はあるが、自閉傾向の強い方の場合、マスクを取ってしまうこともあるので、例えば他利用者の呼吸器を外してしまう可能性はある。対策として、別のフロアをこれから整備するとなるとハードルが高い。

あとは、平山委員の意見のとおり、看護師の確保に課題がある。私どもの事業所では看護師が週2日来るか来ないかという状況。

増田委員：医師の巡回指導について、事業所が各自医師を確保しているのか。

事務局：松戸市と、小児在宅医療に知見のある医師とで協定を結んでいる。医ケアを必要とする方を支援する事業所に対して、巡回指導の希望の有無を市が確認して、保育所、幼稚園、認定子ども園等希望事業所へ巡回するよう手配している。

荻野委員：子どもについて議論されていたが、その子達が成長すると、生活介護へ通所するようになる。今後、生活介護への巡回指導はあるか。

事務局：巡回指導は看護師の不安解消や、スムーズな支援を目的としている。生活介護や日中一時で看護師が派遣されている場合、必要性があるということを踏まえて検討しなくてはならないと思う。一方で、巡回に対応できる医師が少ないという現状もある中で、環境づくりを進めていきたいと考える。

議長：自法人の場合、生活介護への医師の巡回は、年2回の定期健診や精神科健診、内科健診程度で、これは巡回にあたらぬ。受け入れる段階で改めて整備しなくてはならないと思うが、市と協議の上で、ということになるだろう。

日中活動についてご意見をいただきましたが、この件は児者に渡る横断的な問題なため、今ある委員会の中で検討は難しい。しかし、引き続き検討していかないと、課題が挙がりました、ここで意見をいただきました、で終わってしまうのでは解決にならないので、何かしらの行動を取る必要がある。次の幹事会で引き続き検討していきたいと思うが、よろしいか。

全委員：異議なし。

## 7. 各専門部会より活動報告（資料②）

相談支援部会について

千葉委員：活動目的、活動内容は資料のとおり。「相談支援事業所連絡会サポサポ」とあるが、「サポート to サポート」の略で、連絡会の名称としてみんなで決めたものである。

平成 31 年度は「こんさぼ」から「相談支援事業所連絡会」とし、これまでの「こんさぼ」の活動をベースに相談支援部会を中心に相互連携の仕組みを強化し、相談支援事業所及び相談支援専門員のサポートを行っていく。また、「相談支援事業所連絡会」であげられた、計画相談としての課題や地域資源等の課題を相談支援部会も共有し、協議、検討していく。

サポサポの目的の 1 つは、相談支援事業所・相談支援専門員のフォローと関係構築を図ること。各相談支援事業所が抱える困りごとの共有、支援に関するアドバイスや工夫等の情報交換を互いに行うことで、顔の見える協力関係を形成し、相談支援のモチベーションの維持（孤独感の緩和）、スキルの底上げ等を進める。2 つめは、地域課題を抽出し、確認すること。具体的なケースでチーム支援の中心となる相談支援事業所から、個別の支援事例で抱える課題等を連絡会で挙げてもらい、その声を相談支援部会で確認・整理することで、地域全体に共通する課題を抽出し、支援現場の声を自立支援協議会の方向性や取組みへ反映させる仕組みづくりに繋げる。

ヨコの繋がりとして、相談支援事業所がケースや悩み等をひとりで抱えてしまわないよう、顔の見える関係で互いに情報交換・助け合いができる相談支援事業所のネットワークが必要である。全ての相談支援専門員に、困ったときに相談・共有ができる場、新しい繋がりが見られる場を持ってもらうことで地域全体の相談支援の底上げに繋がる。また、タテの繋がりとして、日々、本人・家族・支援者等と現場で関わっている相談支援事業所が、「松戸に何が 필요한のか、どのような課題があるのか」を一番実感している。よって、個別の課題を吸い上げて地域に共通する課題へ整理するため、また、地域全体で課題となっているテーマに沿って事例検討や意見交換を行ってもらうため、自立支援協議会と双方向にリンクする形でサポサポが設置された。サポサポは他事業所と顔の見える関係づくり、その中で情報を得て地域への課題を抽出し、それをタテの繋がりである相談支援部会で地域の共通課題やニーズの吸い上げを行い、相談支援部会から幹事会、本会議へタテの繋がりを作る。また、本会議から相談支援部会に降りてきた内容について検討したり、サポサポへ降ろしたりしていく。松戸市の地域包括ケアシステムとして「福祉まるごと相談」が平成 31 年度から 3 環境区ごとに設置され、ハートオン相談室との関わりや「世帯まるごと」の計画、実施について協議し相談支援部会の取組みとしていく。また、松戸市内の教育分野（特別支援学校以外）への相談支援や、福祉サービス、地域資源等についての周知、啓蒙活動に積極的に取り組んでいく。成果としては、相談支援体制の強化として、相談支援専門員間の連携、スキルアップ、地域

課題の理解等を目的とし「こんさぼ」を改組し「松戸市相談支援事業所連絡会サポサポとして活動をはじめたこと。4～6月の活動では相談支援事業所のほか、地域包括支援センターなどからも多くの方に出席していただき、活発な意見交換が行われた。6月連絡会の開催報告（添付資料⑤）にも記載があるとおり、分野をまたがった関係づくりに対して障害・高齢双方の参加者から前向きな感想が出されており、支援者ネットワークの形成に一定の成果があったものと評価できる。上記のサポサポの活動を相談支援部会としてサポートすることにより、連絡会での情報、意見が相談支援部会と直結した形になり、リアルタイムな情報や意見として相談支援部会の協議、検討に活かせるのではないかと思う。

課題の1点目は、相談支援専門員のスキルアップのための活動として取り組んでいるが、相談支援専門員のスキルをどう評価するかについて（個々の相談員レベルの評価、事業所としての評価）。2点目は、サポサポ、相談支援部会、全体会とのつながりをどう見える化するか。個々の事業所から出された意見をサポサポを通して集約し、きちんと専門部会や本会議へ届けていく、という動きを整理・可視化する必要がある。3点目は、地域包括支援センターでは名称で担当地区がすぐ分かるのに対して、障害では、総合相談機関による後方支援の形が見えづらいこと。今後、相談支援部会の取り組みやサポサポでのプログラムにおいて、3環境区の意識付けを図っていくことが求められる。4点目は、地域共生ケアの障害分野の対応や他の相談支援との連携や役割分担等において、体制図はあるが実働がスタートしていないため不透明な部分が多いこと。

3環境区の意識付けとして、松戸市が発行している就労、児童発達、放デイの事業所ガイドブックを地区ごとに組み直し、活用していくことで意識付けに繋がるのではという意見が出ている。

就労支援部会について 古川委員欠席のため、事務局の障害福祉課から報告

事務局：活動目的は資料のとおり。今年度も昨年度に引き続き工賃班と一般就労班の2班体制で部会を運営。工賃班の活動内容は、就労継続支援ネットワークの活動支援。就労継続支援事業所の平均賃金・工賃向上、職員のスキルアップのための取組みを継続的に行うことができる活動体として、就労継続支援ネットワークを立ち上げた。いずれは自立して運営することを目的としているが、昨年度は就労支援部会が主体となっていたので、今年度は徐々にネットワークの自分達で運営できるようにサポート側にたつて、工賃班とネットワーク間で検討協議しながら進めている。

一般就労班の活動内容の1つ目は企業向けセミナーの開催。障害者雇用の拡大のため、我孫子市、流山市、柏市、松戸市の4市合同企業向け障害者雇用セミナーを企画、実施。2つ目は、企業間の意見交換会の開催。企業向け雇用セミナーは障害者雇用に全くしていない事業所へアプローチを考えているが、この意見交換会は1人雇用している企業に対して2人、3人ともっと増やしてもらうために、企業間で課題等の意見交換を実施している。3つ目は、企業・団体とのコラボレーション企画や情報共有。ライオンズクラブが実施している地域の貢献活動について、障害者も一緒にボランティアをさせていただいている。より多くの地域の方に知ってもらうための取組みを行っている。

活動報告として、工賃班の取り組みである就労継続支援ネットワークは第1回、第2回が終

了した。第1回はネットワークの目的を再度共有したほか、新規事業の紹介を行った。第2回はネットワークの体制とスケジュールの確認。今年度は2ヶ月に1回実施予定。事業所の見学会を行うなど、サポサポと同様、顔の見える関係づくりに重きを置いている。このネットワークがあることで、事業所にとってメリットがあるよう取り組んでいる。

成果は、ライオンズクラブとのコラボなどの場において、障害者が活動する姿を地域の方々に直接見てもらっていること。こうした機会は、障害を受け入れる地域基盤の強化を後押ししている。また、就労継続支援ネットワークの組織を確立し、より具体的な活動としてスタートさせたことは、市内の事業所連携や情報共有の場を作るとともに、障害者就労（障害福祉サービス）において具体的な活動の場や検討の場のベースができた。

工賃班に関する課題は、就労継続支援ネットワークの運営及び具体的な活動が軌道に乗るまでのプロセスや、地域に対して果たすべき役割などの整理と検討が必要である。一般就労班に関しては、企業からの参加を広げることが難しく、周知方法が課題である。

こども部会について 早坂委員欠席のため、専門部会事務局の基幹相談支援センターから報告

事務局 : 活動目的は資料のとおり。その目的を達成するための手段として、平成30年度からライフサポートファイルの配布を開始。今年度は100冊増刷。主に30年度に配布した方を対象にアンケートを実施し、使い心地についてご意見をいただいているところである。その他、支援者向けに早期相談支援マップを作成し、これについても実際に使ってもらった中で、ご意見をいただきながら有効に使える方法を検討している。今後の活動は、ライフサポートファイルと早期相談支援マップをどうやって使っていくかを部会で考え、具体的な方法を本会議で提案していくこと。

現在、早期相談とはどういうものなのか、障害の有無に関わらず、松戸市における子どもの相談がどういう体制なのか、部会の中でシュミレーションを行っている。共通認識事項としてわかったのは、子どもという括りの中で比較的重層的な支援機関があるということ。妊娠時から出生時、健診、3歳を目処に集団生活、就学にあたって相談の機会があり、この中で障害に関する相談が入っている。出生時から障害のあるお子さんは比較的早い段階から相談や支援に繋がりがやすく、見えやすい障害と言える。一方、軽度の知的障害や発達障害のお子さんは集団生活が始まらなると障害が見えづらく、障害について2パターンあるという意見が挙がっている。そういった見えづらい障害を持つお子さん達について、保育園や地域の方々にどうキャッチして相談に繋げていただくかが検討課題。

ライフサポートファイルのアンケートについては現在集計中のため、中間報告としてお伝えする。書き方や使い方が具体的に難しいという声があり、どうやって書くのか、書いた後、保護者と支援者がそれぞれどうやって使っていくのか、双方の課題である。また、ライフサポートファイルそのものについて、一層の周知を期待する声が多かった。切れ目のない支援や保護者の負担減を目的として作られたものなので、当事者だけではなく、子育てに関わる支援機関にもきちんとその目的を周知し、有効に使うための手段を検討していく。最終的なアンケート結果の報告は次回の本会議で行う予定。

## 8. 委託相談支援事業所の評価について（資料③）

事務局：委託相談支援事業所は、松戸市の相談支援の中心的な役割を担うため設置し、その質を高めるためには、毎年、事業に対しての評価が必要となる。自立支援協議会の主な機能の1つに「評価機能」があり、昨年度同様、今年度も自立支援協議会の中から5名を評価担当者として選出し評価を実施した。実施の流れは、資料のとおり、まず事業所自身が評価項目ごとに4段階の自己評価を行うと共に、詳細を記載したものを5名の評価担当委員に事前郵送し、書類審査を行った。自己評価結果の正しさの検証や、書類審査を補完するために柏市にあるサポートセンター沼南にてヒアリング審査を実施した。

評価対象は基幹相談支援センターCOCO、ふれあい相談室、ハートオン相談室(3事業所)、今回からサポートセンター沼南の6事業所。サポートセンター沼南は柏市、野田市、流山市、松戸市の4市が合同で相談支援事業を委託しており、これまで評価対象外としていたが、松戸市が委託する全ての事業所を対象とすることとなり、今年度から6事業所を対象とした。ヒアリング審査当日の流れは、サポートセンター沼南の短期入所など施設見学をさせていただき、事業所ごとのプレゼンや質疑応答を踏まえて評価を実施。評価担当者は資料のとおり、5名の評価担当委員に加えて、今回から障害福祉課も評価を担当することとなった。結果の概要は5ページ以降を参照。

当日の所感については、評価担当者としてご参加いただいた平山委員よりご報告いただきたい。

平山委員：昨年に引き続き、2回目の評価を担当した。詳細は資料にあるので、おおまかなところをお伝えする。各事業所とも、個人情報の管理はしっかりなされていた。また、1人で抱え込まないよう職員間で共有して課題を検討できる環境が整えられていた。様々な相談が入ってくるので、障害に関する知識や資源を知るための研修も取り組んでいた。複数の支援機関が入るケースも多いため、関係機関とのネットワークの連携強化はどの事業所も力を入れていた。個人情報の廃棄の期間や方法についての問題は挙げられていた。

基幹とふれあいが市を2分割しており、その下で障害に特化したハートオン相談室が網羅しているイメージだ。委託を受けている自分達の役割が見えづらいと感じる。原因を考えると、一般の計画相談支援事業所と同様にプランを作成する中で、その業務に追われているのかなと思う。市から認定調査の委託について、あまり受けていないところとたくさん受けているところと、これは委託外の仕事だと考えているが、計画相談の事業所とは違い、委託を受けているので、その違いが見えてこないと去年、今年も感じる。基幹の藤井さんがしっかりやっているのでおんぶに抱っこというイメージがどうしてもある。困難事例も積極的にやるのが仕様に入っていると思うが、それを積極的にやってもらえれば嬉しい。委託の仕事は何だ、というのを明確に、皆さんで話し合ってもらいたい。それを出してもらえると周囲から頑張っているな、と評価されるだろう。市全体で考えなければいけないケースがあるという意見も挙がっていた。

#### 《質疑応答》

荻野委員：私事だが、7月末に子どもが大腿骨を骨折し入院し、腰から足までビブスでぐるぐる巻きになり、抱っこができない状況でそのまま入院するか帰宅するかというときに、うちは相談員がついているので帰宅したい、どうにか支援してもらえないかと相談し、1日に何度も支援

者が入る形で生活を送れている。今日出席できているのも、相談員がヘルパーを調整してくれたからであり、相談員の大切さを痛感している。

議長：就労支援部会に質問。松戸市の就労継続支援A型の事業所が増えてきたが、実態はいかがか。岡山のA型事業所がいきなり閉鎖し、100人ほどの方が仕事を失い、日中の行き場がなくなってしまった出来事は全国的に大きく取り上げられたところである。A型は創設当初から色々な問題を抱えていた。

事務局：全国と比べてさほど違いはない。最低賃金が支払えるだけの生産活動が行えている事業所は少ない。しかし、岡山の場合、利用者数が多かったが、市内は定員20名程度のところが多く小規模なので、いきなり辞める可能性は低いと思われるが。最低賃金が支払えるだけの生産活動が行えていない事業所は、県へ経営改善計画の提出と報告を行っており、市としても把握に努めているところである。また、就労継続支援ネットワークの立ち上げにより、今後、事業所間の顔の見える関係ができ、お互いに協力できる関係につながると考えている。

議長：いわゆる特開金を払って、障害者雇用請負業のようになってしまっている事業所はA型以外にもある。障害者の就労を食い物にするような事態を避けるため、みんなで見なければならぬと思う。

副議長：委託相談支援事業所の評価結果は事業所にフィードバックされたり、弱みを共有して対策を考えたりするという解釈でよろしいか。

事務局：今日の協議会での議論をもって最終評価となるので、会議を終え次第事業所へ通知する。委託相談支援事業所の所長会議もあるので、その中で他事業所の評価も共有し、今後の課題を分析したい。

副議長：委託によって、求められる人員体制や委託金額が異なるので同等に評価するのは厳しいと感じており、委託に求められる量とは何か考えさせられる。先程の意見で挙げたように困難事例について多く対応してほしい、また、困難事例があることをみんなで話し合ってもらいたい、という解釈をしたところである。

議長：こんさぽからサポサポへ変わったところであるが、松戸市独自の相談のニーズは挙げられているか。

事務局：4～7月開催したところ、松戸市特有のニーズではないかもしれないが、分野をまたがった支援者間の繋がりは現場の声として非常に強く挙げられている。開催状況は資料9ページのとおり。高齢者をテーマに絞り事例検討と研修を行ったところで、地域包括支援センターの職員にもたくさん参加いただき、活発な情報交換ができた。高齢者と障害者の世帯が増えているという課題意識や、お互いの制度の基本的な部分の情報共有、顔の見える関係により世帯全体の支援に取り組めるネットワークづくりなどが必要というニーズは事務局も強く感じている。そのため、ネットワーク強化のための取り組みは相談支援部会やサポサポでも継続していきたい。

また、高齢者分野の状況はケアマネを後方支援する包括の体制がはっきりしているのに対し、障害は後方支援の形がなかなか見えづらいという声も挙げられている。3環境区という言葉もあったが、今後地区を意識付けしていくような取り組みも継続が必要と感じている。

米持委員：サポサポについて、事例検討や分野を超えたネットワーク作りなど素晴らしい取組みだと思う。高齢者の分野だと、市内15の包括が地域ケア会議という形で事例検討を行っているよ



うだ。我々は市内 15 地区に社会福祉協議会を組織し、地域住民の代表として各地域ケア会議に参加している。こども部会からも地域という言葉があったが、今後、もし地域という視点で松戸市の社会福祉協議会または 15 地区の社会福祉協議会もネットワーク作りの一翼を担えたらと思う。

## 9. 松戸市障害者地域包括ケアネットワークの報告について（資料④）

事務局：昨年度は仮称「精神障害者地域生活支援ネットワーク」になる、と説明していたが、昨年度まで活動していた地域生活支援部会が独立・改組して「松戸市障害者地域包括ケアネットワーク」と名称が変更になった。身体障害・知的障害・精神障害・その他の心身の機能の障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・福祉・介護・住まい・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する取り組みを推進することを目的に松戸市障害者地域包括ケアシステムが設置された。この地域包括ケアネットワークは年に 2 回、ネットワーク会議を開催し意見交換、情報共有を行い、残りの 10 ヶ月は、部会として実務者レベルの人が集まり、「医療と福祉の連携」をテーマにして活動していくこととなった。なぜ、このような形になったかという、今年度の 4 月～6 月までの間に準備会として、この地域包括ケアネットワークのあり方を検討した。昨年度まで活動していた地域生活支援部会で活動してきた事業を継続するのか、新たな活動を行っていくのか、検討した。まず、地域生活支援部会で 3 班に分かれていた活動を振り返り、課題等を再度まとめた。その中で、全ての班において解決策が行き詰まり、先が見えない状況になっており、要因として、解決案の検討が不十分なまま行動に移してしまったこと、部会員同士や事務局である障害福祉課との共通認識が不十分であったことが挙げられた。しかしながら、各班が挙げたテーマは「全ての障害のある方が感じる地域生活上の課題」であり、これを最も実感しているのは、生活の場に近い部会の構成員であるからこそ、テーマ自体は現場から出た確かな感覚と言えた。従って、本ネットワークの目標を「現場で出た怒り・悔しさが確かな手応えに変わる」とし、構成員が感じる地域課題を重要視し、取り組む内容を検討・決定するあり方にしてはどうかという結論に達した。その中で、障害のある方で医療を必要とする人向けのハンドブック作りを続けたいという意見が出た。「支援者向けに精神科病院や診療所ごとの所在地や特色を掲載したものを支援者が活用し、医療機関側と連絡調整を行うことが増えると、顔の見える関係となり、連携強化につながるのではないか」、「GHから医療へのアクセスが難しく、看取るケースもあるので、医療と連携していきたい」、「65 歳到達時、特別支援学校卒業後、地域での活動の場がないため、地域の中に溶け込めない。ネットワークを通して彼らが地域での居場所や地域生活体験、経験を積める場所が増えるといい」という課題も挙げられた。

障害者の地域生活を支えるには、高齢者の地域包括ケア同様、他領域が重層的に繋がり合う大きなネットワークが求められ、高齢・児童など様々な協議会とも連動する機能が求められる。一方、ネットワークの範囲を広げすぎて取り組む先が見えなくなることが懸念される。そのため、取り組むテーマは本ネットワーク構成員が強みとする内容とし、実践を通して得た情報を凝縮したハンドブック作成を目標として「地域・医療連携を念頭とした障害者地域包括ケアネットワーク構築」を軸とする方向性となった。

準備会での話し合いを基に前月の7月に松戸市障害者地域包括ケアネットワーク会議を開催した。初めての大きい会議ということもあり、地域包括ケアネットワークの概要についての説明と、包括ケアシステム構築に資する取り組みの共有を行った。在宅医療・介護連携支援センターや基幹相談支援センター、健康推進課、住宅政策課、障害福祉課から報告した。また、昨年度までの地域生活支援部会での各班の取り組みについて報告していただいた。

今後については、松戸市障害者地域包括ケアネットワーク設置要綱第4項による「部会」を設置し、毎月開催する部会の中で「医療と福祉の連携」という大テーマに基づき意見交換・活動を行い、地域包括ケアシステムを構築する上での課題や展望について共通認識を図っていく。その活動報告を年に2回のネットワーク会議で行い、各関係機関の方からご意見をいただき、冒頭に述べた障害者地域包括ケアネットワーク構築の理念を具現化するために何をしていくかについて、皆様に理解をしていただくことが、今年度の成果と考えている。

## 10. 松戸市障害者虐待防止ケアネットワークの報告について（資料⑤）

事務局：ご存知のとおり、昨年度まで活動していた権利擁護部会と松戸市障害者差別解消支援地域協議会が合併、独立・改組して松戸市障害者虐待防止ネットワークとなった。障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図り、障害者の平穏な生活を確保するため、また、障害者差別解消法に基づき障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行い、関係機関及び民間団体が役割を明確にするとともに、その連携を強化することを目的に松戸市障害者虐待防止ネットワークとして設置された。

この障害者虐待防止ネットワークは年に2回全体会を開催し、ネットワーク事業の決定と管理を行い、奇数月に1回、担当者会議として、関係機関の相互理解と役割の明確化、虐待事例の整理及び分析、支援方法の構築、啓発等の事業企画を行っていくこととなる。また、毎月コアメンバー会議を開催し、虐待・差別に関する緊急性の判断、事実確認方法と役割分担を決める初動会議や虐待有無の判断、対応方針の決定、終結・継続の決定、対応計画の見直し等を行っている。

今年度の活動実績としては、5月に担当者会議を開催し、虐待防止ネットワークの概要と事業計画を説明した。同時に、虐待・差別の事例について対応報告を行い、対応等について検証していただいた。7月は、今年度の虐待防止従事者向け研修及び差別解消従事者向け研修会の開催について協議した。開催時期や開催時間、開催内容、事業所の参加率を上げるための方法等を検証していただき、次回、9月の開催までに研修会開催案を作成する予定になっている。また、虐待事例についても検証していただいた。

今年度の虐待件数については、6月末時点で20件と増加傾向にある。また、差別の相談受理件数については、6月末時点で1件と減少傾向にある。5月末には、虐待防止ネットワークの全体会を開催し、権利擁護部会・差別解消支援地域協議会事業報告を行った。

今後の虐待防止ネットワーク会議においては、担当者会議にて、困難事例の検討・評価の場を設け虐待・差別の発生要因や地域レベルでの課題の抽出ができればと考えている。

## 11. 松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況（資料⑥）

事務局：松戸市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所については、本市が障害者総合支援法並びに児童福祉法の規定に基づいて事業所の指定並びに指導を行っているため、その状況を報告する。まず、指定状況は、平成31年2月5日の第1回本会議にて指定状況を報告したのち、1件の事業所廃止の届出と、1件の休止の届出があった。現在は、基幹相談支援センターを含めて、23ヶ所の特定相談支援事業所と21ヶ所の障害児相談支援事業所が運営している状況。なお、手厚い支援体制の整備や、専門性の高い人員の配置に応じで認められる事業所加算の取得状況については、特定事業所加算を取得している事業所が2ヶ所、要医療児者支援体制加算を取得している事業所が2ヶ所、精神障害者支援体制加算を取得している事業所が4ヶ所となっている。

次に、指導状況は、今年度は前回の実地指導を受けてから3年間が経過した4事業所と、平成30年度に新規指定を受けた2事業所、計6ヶ所の相談支援事業所が実地指導の対象となっている。既に、事業所側の都合により実施日を延期した1事業所を除く、5事業所に対して令和元年7月5日から7月19日にかけて、実地検査を行ったところである。今後これらの事業所に対しては、実地検査等の状況に基づいて指導結果通知を交付し、改善すべき事項の是正等を文書にて指摘するほか、残る1事業所に対しても、年度内に実地指導を行っていく予定である。今後も引き続き、市内相談支援事業所に対しては、指定権者として適切な指導及び情報提供等を行っていく。

### 《質疑応答》

議長：計画相談の事業所は23か所とのことだが、現在の計画作成率はどのぐらいか。

事務局：令和元年6月末時点で、障害者総合支援法分の障害福祉サービス等受給者は3026人、計画作成率は72.9%。障害児福祉法分の障害児通所支援受給者は1226人、計画作成率は40.3%。ひとつ前の統計で平成31年3月末時点の数字は、障害者が72.1%、障害児が40%のためいずれも微増となっている。補足として、相談支援専門員による計画作成と、セルフプランを合計すると100%の方がサービス等利用計画に基づいてサービスを利用している。

平山委員：虐待の通報・届出件数と認定件数に開きがあるが、虐待の対応について、その年度ごとに解決しているのか。それとも、例えば施設従事者虐待の場合、施設へ改善指導が必要になるが、解決に数年要しているものがあるのか。

事務局：通報・届出件数はその年に通報が来た件数で、認定件数は事実確認をし、コア会議でその年に虐待と認定された件数。虐待として認定されたけれども、虐待の要因となる部分がまだ解決していないので、引き続き翌年度も関わっている場合もある。施設従事者虐待については、当該年度中に虐待の判断を認定し、その年度中に終結となる。

議長：他に質問がないようなので私から。事務局から説明のあったネットワークについては、松戸市の中で様々な横の繋がりが大きくできていくと思う。地域生活支援部会や権利擁護部会が独立・改組し、協議会のあり方についても変わっていく中で、松戸市特有のニーズや必要なものについて相談支援部会を通じてあげていただきたい。また、分野をまたがった事業所の連携はなかなかできあがってこない部分もあるので、これからのご協力を皆様にもお願いしたい。

今後の専門部会の方向性や活動内容を共有するために、部会長を中心とした幹事会を開催していきたいと思う。次回は10月を目安に事務局に準備を進めてもらいたいが、いかがか。

事務局：承知した。後日開催を通知させていただく。

議長：今後も皆様にご協力をいただきながら進めていければと思う。よろしくお願いします。